

韓国知的財産ニュース 2015 年 12 月前期

(No. 308)

発行年月日：2015 年 12 月 23 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

★★★目次★★★

このニュースは、12 月 1 日から 15 日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 EU-韓 FTA、暫定適用から全体発効へ (2015. 12. 13.)

関係機関の動き

- 2-1 特許庁・未来部、未来有望技術カンファレンスを開催 (2015. 12. 07.)
- 2-2 特許庁、特許品質諮問委員会を開催 (2015. 12. 09.)
- 2-3 2016 年度特許庁予算、5,253 億ウォンに編成 (2015. 12. 10.)
- 2-4 特許庁、スマート審査システムを開通 (2015. 12. 14.)
- 2-5 特許庁、第 6 回地域知的財産政策協議会を開催 (2015. 12. 15.)

模倣品関連及び知的財産権紛争

- 3-1 特許庁、大邱で模倣品合同取締りを実施 (2015. 12. 03.)
- 3-2 サムスン、アップルに賠償金 スマホの特許訴訟 (2015. 12. 05.)

デザイン (意匠)、商標動向

- 4-1 特許庁、デザイン権に関する取締り権拡大を推進 (2015. 12. 01.)
- 4-2 デザイン無効審決、不注意による事前公開が原因 (2015. 12. 15.)

その他一般

- 5-1 太陽電池技術に関する特許出願が増加 (2015. 12. 01.)
- 5-2 CO2 削減技術に関する特許出願が急増 (2015. 12. 01.)
- 5-3 自動車走行技術に関する特許出願が着実に増加 (2015. 12. 07.)
- 5-4 海上安全技術に関する特許出願が増加傾向 (2015. 12. 08.)
- 5-5 現代起亜車、自動車業界初の特許共有団体加入 (2015. 12. 11.)

法律、制度関連

1-1 EU-韓 FTA、暫定適用から全体発効へ

産業通商資源部(2015.12.13.)

- 2011年7月1日以来、4年5カ月間暫定適用*状態にあった欧州連合(以下 EU)・韓国事由貿易協定(以下 FTA)が12月13日に全体発効する。
 - * EU-韓 FTA 協定：第 15.10 条(暫定適用)に基づき、韓国国会の批准同意完了と EU 閣僚理事会の承認により、2011年7月1日以来暫定適用状態
- これは、今年 EU-韓国首脳会談(9月15日、ソウル)の共同言論発表文に従い、年内全体発効を推進することにした両首脳間合意の後続措置事項である。
 - * EU-韓両側は10月15日に国内手続きを完了、書面通知文の交換を完了
 - EU-韓 FTA 協定：第 15.10 条第 2 項により、書面通知文の交換日から 60 日か経過した 12 月 13 日に全体発効
- EU-韓 FTA が全体発効することによって、EU 理事会の決定により暫定適用期間の間に効力が除外されていた文化協力議定書及び知財権刑事執行一部条項も発効されることになる。
 - * EU-韓 FTA は第 15.10.5 条により、協定の一部規定について暫定適用を排除できるよう規定し、2010年9月 EU 理事会の決定により一部の条項は未発効

<EU-韓 FTA 全体発効による追加の適用規定>

- ◇ (文化協力議定書) 芸術家・文化専門家・実演者間の協力、知聴覚共同政策協定関連協力、放送・公演・芸術・出版・文化財等に関する協力等
- ◇ (知財権刑事執行) 商標権・著作権・著作隣接権の侵害、地理的表示及びデザインの偽造時に刑事処罰手続き及び処罰の類型(資産押収、懲役型、罰金型等)を規定

- EU 側は FTA 等の通商協定締結時、手続きの非効率による協定発効の先送りを防止するため通商暫定適用方式を活用している。
 - EU-韓 FTA の場合、協定署名国である 27 の EU 加盟国における国内批准が国別にそれぞれ進められ、EU の排他的権限である共同通商政策(関税及び非関税措置等)は 2011年7月1日に暫定適用方式により発効した。

- * EU-韓 FTA 署名国 (27 カ国) 批准状況 : 2011 年 (チェコ、ハンガリー等 9 カ国)、2012 年 (英国、スペイン等 9 カ国)、2013 年 (ドイツ等 3 カ国)、2014 年 (フランス、ベルギー等 6 カ国)、2015 年 (イタリア)
- ** 現在 EU の加盟国は、2013 年 7 月加盟したクロアチアを含めると計 28 カ国となる。

[添付 1] EU-韓 FTA 全体発効時、追加適用される条項

- (背景) EU-韓 FTA は、協定の一部規定について暫定適用を排除できるように規定し、2010 年 9 月の EU 理事会の決定により一部条項は未発効

※ (EU-韓 FTA 第 15.10 条第 5 項第ロ号) この協定のある規定が暫定的に適用できない場合、暫定適用ができない当事者は他方の当事者に暫定適用できない規定を通知

- 2015 年 12 月 13 日付で、暫定適用期間の間に効力が除外されていた文化協力議定書及び知財権刑事執行の一部条項に対する適用を拡大
- 知財権刑事執行関連条項 : EU-韓 FTA 協定文第 10.54 条～第 10.61 条
 - 商業的規模の故意的商標偽造、著作権及び著作隣接権の侵害、地理的表示及びデザイン偽造の場合、刑事責任を導入及び処罰等を付与
 - 知財権侵害時、刑事手続き及び処罰類型の規定
 - 偽造等、知財権侵害行為に関連する資産の押収、懲役型又は罰金型、第 3 者の権利保護等
- 文化協力関連条項 : EU-韓 FTA 文化協力議定書第 4 条第 3 項、第 5 条第 2 項、第 6 条第 1 項～第 2 項、第 6 条第 4 項～第 5 項、第 8 条、第 9 条、第 10 条
 - 芸術家とその他の文化専門家及び実演者間の協力
 - 韓国と EU 加盟国間の新たな視聴覚共同制作協定関連協力
 - 祝祭、セミナー等による視聴覚活動の増進、放送分野協力の増進、技術装置及び設備の賃貸の増進、視聴覚資料のデジタル化増進
 - 公演芸術、出版、文化財及び歴史的遺産に対する保護に向けた協力の増進等

関係機関の動き

2-1 特許庁・未来部、未来有望技術カンファレンスを開催

韓国特許庁(2015. 12. 7.)

特許庁と未来創造科学部は、12月4日(金)「第4回特許観点から見た未来有望技術カンファレンス」を共催し、6大産業分野*における特許ビッグデータの分析で選定した将来の有望技術を発表した。

* 情報通信メディア、ディスプレイ、半導体、陸上輸送、製造基盤、電力・原子力

同カンファレンスでは、将来の市場価値が大きく、韓国がオリジナル・中核特許を確保できる将来の有望技術約60個が発表されたが、▲低電力広帯域IoTデータ伝達及び通信制御技術、▲多品種対応柔軟自動化技術、▲FACTS/HVDC送電技術、▲フレキシブル武器TFTバックプレーン等が選定された他、▲Power半導体技術、▲車載レーダ技術、▲客体基盤型立体音響技術等、国を挙げて重点的に推進する将来成長エンジン分野の主要中核技術も多数選ばれた。

特許庁が2012年から進めている「国家特許戦略青写真構築事業」では2億5千万件に達する特許ビッグデータを分析することで、世界中で研究開発が活発化しており、韓国がオリジナル・中核技術を確保する可能性の高い有望技術を発掘している。毎年3~6の産業分野ずつ推進し、今年まで18大産業分野における特許戦略青写真構築を完了した。

これまでの青写真事業の結果は政府・民間部門の研究開発(R&D)に有効活用されている。2014年には、提示された有望研究開発課題の69%が実際に各省庁の企画課題に反映された他、産・学・研の活用現況調査(2015年11月)でも92.7%の機関が有効活用していることが分かった。機関別に見ると、大学は新規R&Dアイテム発掘に、公的研究機関はR&D企画及び中長期戦略策定に、国内企業は特許・技術動向入手にそれぞれ活用した。

今年も3月から約9カ月間、R&D企画専門家や技術専門家等58名の戦略委員と138名の実務委員、17カ所の特許専門機関が中心となって、6大産業分野の1,689の中核技術に対する有効特許91万件を抽出し、技術の浮上性やオリジナル特許確保の可能性、グローバル競争度合い等について総合的に分析した。

特に今年は、未来創造科学部と特許庁が協力して未来成長エンジン分野別の特許競争力と技術有望性を分析し、今年7月国家科学審議会未来成長エンジン特別委員会を通じて発表し、その結果を未来成長エンジンR&D事業及び課題深層分析に活用した。来年には特許分析をさらに高度化してグローバル企業の特許動向を分析するとともに19大未来成長エンジンの中核特許確保するための戦略を構築する計画だ。

特許庁は今年推進した特許分析結果を報告書にまとめて来年初発行する予定だが、同報告書には6大産業分野の有望 R&D 課題や特許獲得戦略も盛り込まれる見通しだ。来年にはこれまで青写真事業で蓄積してきた4千余りの中核技術や240万件特許データをまとめ「青写真特許データセンター」を構築し、中小企業のための特許分析等を重点的に推進する計画だ。

チェ・ドンギョ特許庁長は「重要な技術情報である特許を分析すれば、競争相手の研究開発戦略や方向を最も正確に予測できる。政府や民間が技術開発を行う際に特許情報を戦略的に活用する特許-研究開発連携戦約(IP-R&D)事業を引き続き拡大していく方針だ」と述べた。

2-2 特許庁、特許品質諮問委員会を開催

韓国特許庁(2015.12.9.)

特許庁は、特許の品質向上に向けた環境を整えるため、官民共同で特許品質政策について議論する「特許品質諮問委員会*」を12月10日に政府大田庁舎にて開催すると発表した。

* 特許庁の特許品質政策を主管する特許審査企画課、制度課、品質担当官室等の内部委員と産学研の関係者、弁理士等の民間委員からなる委員会

特許品質諮問委員会は、特許の品質を向上させるためには特許庁だけでなく、民間の役割も重要だという考え方から、企業、弁理士等の民間の品質向上に関する優れたアイデアを特許政策に反映するために立ち上げられた。

今回開催される特許品質諮問委員会では、①2015年品質政策の現状及び2016年政策実施の方向、②米韓間で審査情報を事前に共有する特許共同審査の成果及び特許取消申込制度の運営方法、③審査品質指標の適正性等について議論を行う。

特許庁は、特許品質政策のこれまでの成果を紹介する一方で、より発展的な方向へ改善するため民間委員から提示された意見を総合的に検討し、今後の品質政策の策定に反映する計画だ。

特許庁のチャン・ワンホ特許審査企画局長は「先進5カ国特許庁が競って特許の品質向上に取り組んでいる中、特許品質諮問委員会を重心に官民挙げて特許の品質向上に努

め、特許の競争力強化を目指していく方針だ」と述べた。

2-3 2016年度特許庁予算、5,253億ウォンに編成

韓国特許庁(2015.12.10.)

2016年度の特許庁予算は前年比0.3%増加した5,253億ウォンに編成された。

* 特許庁予算：(2015年)5,235億ウォン→(2016年)5,253億ウォン(0.3%増)

来年度の特許庁予算は知的財産を基盤とする創造経済の実現に向け、高品質審査・審判サービスの提供、海外知的財産権の保護、研究・開発の効率性向上に重点が置かれた。

□ 高品質審査・審判サービスの提供

<審査・審判サービスの提供>

(2015年)765億ウォン→(2016年)806億ウォン(5.4%増)

審査・審判業務の支援に必要な予算は、前年比5.4%増の806億ウォンに編成した。

主な増額要因としては、先進国並みの審査品質を目指し、商標・デザイン審査における請負規模を拡大したことと、

* 商標調査分析：(2015年)37億→(2016年)45億ウォン(22.3%増)

* デザイン調査分析：(2015年)22億→(2016年)25億ウォン(13.4%増)

先行技術検索の効率性向上に向け、既存の国際特許分類(IPC)に分類された特許文献を先進特許分類体系(CPC)に再分類する作業にかかる予算を大幅拡大したことがある。

* 特許文献のCPC再分類：(2015年)8億→(2016年)35億ウォン(333.3%増)

* CPC(Cooperative Patent Classification)：特許文献を26万のコードに細分化することで、特許先行技術検索の効率性を高められる(※IPCのコードは7万個)

□ 海外知的財産権の保護強化

<研究・開発の効率性向上>

(2015年)352億ウォン→(2016年)388億ウォン(10.4%増)

海外における韓国企業の知財権紛争の増加を受け、韓国の中小・中堅企業がこのような紛争に効果的に対応できるよう、知財権紛争コンサルティング(260社→345社)と知財権訴訟保険支援(100社→160社)のための予算を大幅拡大した。

また、中国等に輸出する韓国企業のブランドを保護するため「Kブランド保護基盤構築」に5億ウォンの予算を新たに編成した。

さらに、中国西部地域に進出した韓国企業の知財権紛争を現地で支援できるよう、中国の西安に海外知的財産センター(IP-DESK)を新たに設置するための予算も2億ウォン確保した。

- * 海外知的財産センター(IP-DESK)の設置現況：6カ国11カ所
：中国(北京、上海、青島、廣州、瀋陽)、タイ、ベトナム、米国(ロサンゼルス、ニューヨーク)、ドイツ、日本

□ 政府及び民間の研究・開発(R&D)の効率性向上

<研究・開発の効率性向上>

(2015年) 352億ウォン→(2016年) 388億ウォン(10.4%増)

政府及び民間のR&D効率性向上に向けた予算は、前年比10.4%増の388億ウォンに編成された。

政府のR&D成果が優秀特許の創出につながるよう、R&D結果物の特許設計プロセスを支援する「政府R&D特許設計支援」事業(22億ウォン)を新設し、

公的機関の保有特許の活用度を高めるため、大学・公的研究機関が保有している特許を診断し、特許管理戦略に関するコンサルティングを提供する「公的機関保有特許診断」事業(4億ウォン)も新設した。

また、韓国の中小・中堅企業が世界市場を主導する強い知財権を確保できるよう、知財権観点のR&D戦略の策定を支援する「IP-R&D戦略支援」事業も前年比31.0%拡大した。

- * IP-R&D戦略支援：(2015年) 124億→(2016年) 163億ウォン(31.0%増)

□ その他

<特許取引専門官への支援拡大>

(2015年) 6.3億ウォン→(2016年) 11.9億ウォン(88.8%増)

未活用特許の取引や活用を促進させるため、特許技術の導入を希望する企業を対象に特許取引を仲裁する特許取引専門官を大幅増員するとともに、創造経済革新センターと連携し知的財産の取引を活性化させる計画だ。

* 特許取引専門官：(2015年) 9人→(2016年) 17人

<大学・公的研究機関の特許技術の移転支援の拡大>

(2015年) 10億ウォン→(2016年) 15億ウォン(50.0%増)

大学・公的研究機関の未活用特許技術をより積極的に活用するため、大学・公的研究機関が個別的に保有している特許技術を製品単位でグループ化し、企業の製品開発ニーズに応じた技術移転ができるよう支援する「製品単位ポートフォリオ構築支援」予算を前年比 50.0%増額した。

* 製品単位技術移転課題：(2015年) 10個→(2016年) 20個

<知的財産教育先導大学の拡大>

(2015年) 24億ウォン→(2016年) 30億ウォン(25.0%増)

企業からの知的財産専門人材へのニーズが増加することを受け、大学における知的財産教育の拡大に向け大学が知的財産専門教授を採用し、知的財産正規教科目を開設できるよう支援する「知的財産教育先導大学支援」に3校を追加し、そのための予算を前年比 25.0%増額した。

* 知的財産教育先導大学：(2015年) 12校→(2016年) 15校

チェ・ドンギョ特許庁長は「2016年度の予算は、厳しい財政状況にもかかわらず、知的財産分野の重要性を認められ、特許庁の重要推進事業費用を大幅増額した。来年度予算が知的財産基盤の創造経済を実現する上で実効性のある投資になれるよう、努力する方針だ」と述べた。

2-4 特許庁、スマート審査システムを開通

韓国特許庁(2015.12.14.)

韓国特許庁は「スマートシステム」の構築を完了し12月11日に開通した。

韓国特許庁の審査官は、特許行政の迅速な処理に向け世界最多水準の審査処理を行っているが、出願の増加に伴い審査業務の負担は増え続けている。

特許庁は、審査官にのしかかる審査業務の負担を一部減らし審査品質を高めるために、出願人が提出する出願書の分析により1つの請求項に2つ以上の発明を記載する等の形式的な間違いを自動的に点検する「出願書自動分析機能」と、出願人に出す通知書の作成時に発生し得る審査官の手記作成ミス(法条項の適用を誤ったもの、請求項の抜け等)

を見つけ出す「通知書ミス防止機能」を備えた「スマート審査システム」を構築・開始した。

同システムを使えば、審査官は「スマート審査システム」を通じて間違っていると推定される情報を受け取り、こうした情報を活用して正確で容易に問題を判断できるようになるとともに、より多くの時間を技術判断に使うことができ、高品質の特許創出に貢献できると期待される。

2-5 特許庁、第6回地域知的財産政策協議会を開催

韓国特許庁(2015.12.15.)

韓国特許庁は12月16日、政府大田庁舎にて17広域地方自治団体と政府の知的財産政策を共有し、地域の知的財産の拡大方法を模索する「第6回地域知的財産政策協議会」を開通する。

特許庁は2007年から地域知識財産創出事業の一環として、地方自治団体と協力して全国30カ所の地域知識財産センター(RIPC)を運営しており、これを基に2013年から年2回「地域の知識財産政策協議会」を開催し、中央・地方政府間の知財政策の共有や意見交換により一層充実した知財政策を進められるよう努力している。

同協議会では、地域知識財産センター運営体系の効率化に向け広域センター中心の地域知識財産センター運営方法を提示する他、地域知識財産センターの役割強化を目指して、コンサルティング中心の事業差別化や地域別の特徴を踏まえた固有の事業の拡大等について議論を行う。

また、地域別知的財産政策の開発に向け、地域の知識財産力量指数を総合的に評価した「地域知識財産力量診断結果」を発表し、地域知識財産政策の活性化について討論を行う。

チェ・ドンギョ特許庁長は、「知的財産は地域経済の基盤であり、自治体が知的財産の重要性を認識し、強化の意志を持つことは地域経済の活性化につながる」とし「今後特許庁は、地域の知財関連能力の強化策を講じるとともに、地域別特徴に合う知財政策を提示するため、関連機関や自治体との緊密な協力関係を維持していくつもりだ」と述べた。

模倣品関連及び知的財産権紛争

3-1 特許庁、大邱で模倣品合同取締りを実施

韓国特許庁(2015. 12. 3.)

特許庁商標権特別司法警察(以下「特許庁特司警」)は、大邱地域でアウトドアウェアやブランドバック、高級時計等の模倣品を販売したキム氏等 8 人を商標法違反の疑いで在宅起訴したと 3 日発表した。

特許庁特司警によると、キム氏等は大邱にある西門市場で衣類やカバン等を取り扱う販売点を運営し、ルイヴィトンやグッチ、タグホイヤー、デザート、モンチュラ等、3,549 点(本物価格: 6 億 5 千万ウォン)の衣類、カバン、時計等の模倣品を販売した疑いが持たれている。

特許庁特司警は先月 26 日、大邱中部警察署・大邱広域市中区庁等と共同で大邱西門市場に対する合同取締りを実施し、3,549 点の模倣品を押収した。

捜査の結果、容疑者らは捜査機関の模倣品取締りを逃れようと様々な手法で模倣品を流通・販売してきたことが明らかになった。

容疑者らは流通業者を通じて個別に模倣品を注文し、製造業者から宅配で模倣品を供給され、販売してきた。また、捜査官の写真を共有した連絡担当者を市場の主なエリアに配置して、取締りの際に店を閉店する等の手法で取締りを逃れてきた。

合同取締りで摘発された容疑者 9 人のうち 7 人は商標法違反で処罰された前科者であり、これまで常時的に模倣品を販売してきたことが明らかになった。

今回の合同取締りは、特許庁特司警、警察、自治体等、関係機関での協力により模倣品取締りの実効性を強化させるために行われた。さらに特許庁は、模倣品流通業者や製造業者等に対しても余罪を把握するため追加の捜査を進めている。

特許庁のソン・チャンホ産業財産調査課長は「今後も引き続き、模倣品流通・販売の根絶に向け関係機関と協力し、定期的且つ体系的な取締りを行っていく計画だ」と述べた。

3-2 サムスン、アップルに賠償金 スマホの特許訴訟

電子新聞(2015. 12. 5.)

サムスは今月3日、アップルとの間で5億4千800万ドルのアップル特許侵害賠償金を支払うことで合意した。

特許専門サイト、FOSS Patents は3日(現地時間)、米カリフォルニア州北部のサンノゼ支院に提出された「アップル対サムスン特許侵害訴訟」合意発表文書を引用し、「サムスはアップルと、計5億3千816万6,477ドルの賠償金を支払うことで合意した。賠償金はアップルから請求書届いた日から10日以内に支払われる予定だ」と報じた。

アップルが韓国時間で12月4日に請求書を送るとすれば、サムスは14日までに賠償金を支払うことになる。特許侵害に対する賠償金の支払いが決まったのは、アップルがサムスンを相手取って特許侵害訴訟を提起してから4年経ってのことだ。

アップルは2011年に初めてサムスンをピンチトゥーズームやマルチタッチジェスチャーのようなアップル特許を侵害したとして提訴した。当時アップルが要求した賠償金額は25億ドルで、裁判所の判決額は10億8千万ドルだったが、今月3日サムスンが裁判所に提出した賠償金支払い履行合意文書では5億4千800万ドルに減っている。



<アップルの特許訴訟文書に登場したサムスン携帯電話の変化。写真=アップル>

しかし、同争いはまだ終わっていないように見られる。

合意文書では、サムスンが賠償金を支払った後から展開される裁判所の判決によりサムスンに賠償額を返すかどうかを巡って両社間で意見の隔たりが見られる。さらに、アップルのいわゆる「915 特許」の合法性も厳しく脅かされている。

サムスンはこの日提出した合意文書で「(今週末内にアップルから請求書が送られたら)今月 14 日までに 5 億 4,800 万ドルを支払う計画だ」と書いた。また、同文書には「サムスンはアップルから賠償額の一部を返してもらえる権利を持つ。この権利には(これから展開される)いかなる米特許庁の特許審査結果や上告審査委員会の反応、そして最高裁請願結果も含まれる。サムスンは米特許審判院による 915 特許は無効という最終判決と、アップルが先週米特許庁連邦巡回裁判所に送った控訴公知文に注目している」と書いてある。

FOSS Patents の関係者は「サムスンが(アップルに特許侵害賠償金を払った後で進められる)最高裁上告審における特許侵害判決により、今回アップルに支払う賠償金 5 億 4 千 800 万ドルの一部を返してもらえる(返還)との立場をはっきりしている」と指摘した。

一方、この日裁判所に提出された賠償金合意文書でアップルは「サムスンが主張する返還権利に反対する」としている。

こうしたことから、アップルとサムスンの特許紛争が完全に終結するまではまだ時間がかかるものと見られる。

イ・ジェグ記者 jklee@etnews.com

デザイン (意匠)、商標動向

4-1 特許庁、デザイン権に関する取締り権拡大を推進

電子新聞(2015. 12. 1)

模倣品を取り締る韓国特許庁特別司法警察にデザイン権侵害取締りの権限を付与する法律案が発議された。

新政治民主連合のパク・ワンジュ議員は「デザイン保護法に関する特別司法警察法改正案」を発議したと 30 日に明らかにした。特別司法警察にデザイン侵害に関する取締り権限がない制度的弱点を改善するためである。パク議員は「デザイン保護法」と「司法警察管理職務を遂行する者とその職務範囲に関する法律」の一部改正案について代表発議を行った。

デザイン権については、去る国政監査以降から注目が集まっている。売上高が 10 兆ウォンを超える流通大手が零細デザイナーの商品を中国で購入し、これを韓国で販売したデザイン権侵害事例についてパク議員が問題提起したからだ。侵害した企業は、パク議員の指摘に対し侵害事実を認め、被害を受けたデザイナーと和解し賠償を済ませている。また、今後のデザイン権侵害防止に向けた社内プロセスを作成し公開した。

これまではデザイン権侵害に関する取締りがまともに行われていなかった。産業財産権侵害を取り締まる特許庁の特別司法警察の職務範囲が商標権に関する権利侵害に限定されていたからだ。デザイン保護法のデザイン権が「親告罪」として規定されているため処罰が円滑に行われなかった。

改正案では、デザイン保護法の「デザイン権」又は「専用実施権」侵害犯罪を現在の親告罪から、侵害を受けた者の意思に反し処罰されない「反意思不罰罪」に改めた。処罰範囲を広げ、特別司法警察の職務範囲も拡大した。零細業者のデザインを保護するためである。

パク議員は「これまでブランド品に対する模倣品取締りには積極的であったが、零細業者が大きな被害を受けたデザイン権については目を向けなかった」とし、「デザイン権侵害商品も本質的には模倣品として扱うべきである」と指摘した。

パク議員以外にもホン・イクヒョウ、イ・ケホ、イ・モクヒ、キム・グァンジン、パク・ナンチュン、チョウ・ジョンシク、キム・ソンコン、ユ・スンヒ、キム・キョンヒョプ、ノ・ヨンミン議員などが共同発議者として今回の改正案に参加した。

ヤン・ソヨン記者 syyang@etnews.com

4-2 デザイン無効審決、不注意による事前公開が原因

韓国特許庁(2015. 12. 15)

スマートフォンケースを生産・販売する A 社は、2011 年 10 月にアップル社 i-Phone4S の専用ケースを開発した。このケースを特許庁にデザイン登録出願するかしないかを巡って社内で議論を重ね、2012 年 8 月になって出願した。5 カ月後の 2013 年 1 月にデザイン登録証を受け、順調に営業活動を進めていた。

しかし喜びも束の間、2014 年 1 月ライバル社である B 社から無効審判が請求され、2015 年 9 月に登録無効となった。A 社のデザインが無効となった理由は、出願を悩んでいた間にだれかによってインターネットブログに当該デザインが公開されたからだ。

同事例は、最近特許審判院で審決されたデザイン登録無効審判事件を再構成したものである。デザインは発明特許と同様、特許庁に出願する時点ですでに同じ又は似たようなデザインが存在すると登録を受けることができない。

仮に登録を受けたとしても後でライバル社から無効審判を提起される恐れがある。特に、自社の管理不注意による公開である場合は登録無効の可能性ははるかに高いが、このようなケースのほとんどは出願したデザインと同じデザインが公開されているためだ。

特許審判院によると、ここ 6 年間このような事由により登録無効になったデザイン 20 件のうち、社員の故意又はミスによるネット公開(11 件)が最多となり、取引先等、第三者による公開(5 件)、展示会や広告し等による公開(4 件)が後を継いだ。

もちろん救済方法がまったくないわけではない。特許庁に登録出願する際、又は無効審判の際に公開していないものとして扱うことを主張*することができる。ただし、これは公開された日から 6 カ月以内に出願された場合にのみ主張可能という制約がある。そのため、登録出願前に公開されないよう気をつけると同時に、できるだけ早く出願することが重要だ。

* 新規性喪失の例外主張：デザイン登録出願前に公開されたデザインに対し、審査・審判段階で問題されるのが心配される場合、出願書・審判答弁書等にその趣旨を主張し、証明書類を提出すれば、公開されないものとして扱う制度だ。ただし、公開された日から 6 カ月以内の出願に限り、6 カ月が経過した場合は救済を受けることができない(デザイン保護法第 36 条)

特許審判院デザイン部門のソン・ヨンシキ審判長は「不注意で知財権登録が無効にな

ることは、オウンゴールすることと同じようなことだ。社員に対する教育や取引先との守秘協約等の措置が必要となる」と言い、企業のセキュリティ管理の重要性を強調した。

その他一般

5-1 太陽電池技術に関する特許出願が増加

韓国特許庁(2015. 12. 1.)

次世代太陽電池技術であるペロブスカイト太陽電池¹の特許出願が急増している。

特許庁によると、ペロブスカイト太陽電池に関する特許出願は2012年まで5件に過ぎなかったが、2013年の15件を機に2014年には36件に急増し2015年10月時点では45件が出願される等、ここ3年間の出願増加率が年平均120%に達することを明らかにした。このうち90%の特許出願が国内研究者によるものであり、韓国においてペロブスカイト太陽電池に関する技術開発が活発に行われていることがうかがえる。

韓国出願人別に見ると、大学及び研究所が全体の79%、企業が19%を占めており、大学及び研究所が技術開発を主導していることが分かった。特に、研究所では韓国化学研究院が16%、大学では成均館(ソンギョングァン)大学が13%、企業ではLG電子が13%の出願シェアを占めている。

世界における太陽電池の累積設置量は2014年時点で177GWに達しており、2014年1年間40GW(240億ドル規模)が新たに設置される等、急成長を遂げている。このうち、シリコン太陽電池が90%、薄膜太陽電池が10%を占めており、ペロブスカイト太陽電池はまだ商用化できていない。

しかし、2009年に始めて登場したペロブスカイト太陽電池はわずか7年後の2015年、光電変換効率が20%を突破する等、結晶シリコン太陽電池が数十年かかったことと比べると非常に急速に進んでいる。

¹ 19世紀のロシア鉱物学者であるペロブスキが発見した天然鉱物の結晶構造物質をペロブスカイト化合物といい、この物質を利用した太陽電池をペロブスカイト太陽電池という。

ペロブスカイト太陽電池はこのような高い効率に加え低い材料費・製造コストにより、結晶シリコンを代替できる未来の太陽電池として注目されている。

こうした見通しからペロブスカイト太陽電池関連の特許出願が急増してはいるものの、最近に入ってはペロブスカイト太陽電池に関する研究結果が主に論文として発表されており、特許出願にはつながっていない。特に 2015 年には特許出願件数が論文発表件数の半分に止まっており、研究結果が特許出願につながらないということは喫緊の課題となる。

特許庁エネルギー審査課のオ・ジェユン課長は「ペロブスカイト太陽電池技術は、米サイエンス誌が選定した 10 大有望技術の一つで、未来太陽電池市場を取り込むための中核技術となる。90%以上を占めているシリコン太陽電池を代替できるペロブスカイト太陽電池の技術開発努力に加え、研究結果物を早期に特許出願し特許権を確保する戦略、企業の積極的な参加等が求められる」と強調した。

5-2 CO2 削減技術に関する特許出願が急増

韓国特許庁(2015. 12. 2.)

地球温暖化による冬場のエルニーニョ現象が注目される中、地球温暖化の解決に向けた技術開発に取り組んできた結果、二酸化炭素削減技術に関する国内特許出願が 10 年前と比べ 11 倍以上増えた。

特許庁によると、過去 10 年間二酸化炭素削減技術に関連する国内出願は計 926 件と、2005 年には 15 件に過ぎなかったが、2010 年に 107 件へと急増し、その後増加し続け 2014 年には 160 件となった。

これは、地球温暖化の加速化により気候変動への対応が地球レベルの課題となり、地球温暖化の主な原因とされる二酸化炭素削減を迫られるようになったことを受け、二酸化炭素削減技術に関する国内特許出願が急増したと考えられる。

代表的な二酸化炭素削減技術としては、火力発電所等で発生する二酸化炭素を捕集して回収及び移送し地層等に貯蔵する二酸化炭素の捕集及び貯蔵技術 (CCS : Carbon Capture&Storage) と、捕集された二酸化炭素から付加価値の高い化学製品や燃料を直接生産する二酸化炭素転換技術 (CCU: Carbon Capture & Utilization) が知られている。

過去5年間(2010年～2014年)に出願された二酸化炭素削減技術のほとんどは、捕集及び貯蔵技術に関するもの(79%、741件のうち584件)で、転換技術に関する特許は相対的に少ないが、捕集及び貯蔵技術は減少し続けている(2010年89%、2014年71%)のに対し、転換技術は増加傾向(2010年11%、2014年29%)にある。

出願人別に見ると、外国人に比べ韓国人の特許出願が相対的に多い(85%、741件のうち632件)。特に韓国人出願の54%(632件のうち342件)が大学・公的研究機関の出願となっており、大学・公的研究機関が韓国の二酸化炭素削減技術に関する研究を主導していることがうかがえる。

一方、企業による特許出願は2011年(53.9%、128件のうち69件)以降減少し続け(2014年27.4%、135件のうち37件)、同分野における研究開発で韓国企業は後れを取っているといえる。

特許庁のキム・ギリョン金属審査チーム長は「二酸化炭素削減技術に関する国内研究者の活発な特許出願は、気候変動に対応する革新技術の確保に大きく貢献できると思う。二酸化炭素の削減と未来市場の先取りを同時に実現するためには、戦略的な技術開発及びオリジナル技術の確保が求められる」と述べた。

5-3 自動車走行技術に関する特許出願が着実に増加

韓国特許庁(2015.12.7.)

自動車が目的地まで自ら運転することで搭乗者の運転ストレスを軽減させる、いわゆる「自律走行車時代」が到来している。

グーグルのグーグルカーは、一般道路走行実験を始めた2010年以降6年間自律走行モードで約195万kmを走行した他、韓国の現代起亜車グループを含む自動車メーカー各社もこぞって自律走行車の商用化を2020年に前倒しするとしている。

これに伴い、関連技術の開発や特許出願も活発化している。特許庁によると、自律走行関連技術は2001年に23件の特許出願が公開された後、2015年に208件に達し、2007年から2015年まで年平均21.8%と急増している。

主な出願人には、情報通信分野の韓国電子通信研究院(107件、8.36%)、サムスン電子(37件、2.89%)、グーグル(12件、0.93%)、自動車分野の現代自動車(48件、3.75%)、マ

ンド(22件、1.72%)、現代モビス(19件、1.48%)、その他に国防科学研究所(67件、5.23%)、KAIST(32件、2.50%)等が多出願順位でトップ10入りを果たしている。

出願の多い主な技術分野としては、センサー/地図技術(43.1%)、走行ルート制御技術(29.6%)、インターフェース/端末技術(11.2%)、通信/ネットワーク/セキュリティ技術(10.6%)、操向/アクチュエーター技術(5.5%)等がある。

注目すべきなのは、国内出願人がPCT国際特許出願を利用するケースは出願全体の3.22%に止まっているのに対し、唯一の外国企業であるグーグルは、韓国に出願した12件いずれもPCT国際出願を利用していたということだ。

スマートフォンを巡る特許紛争の経験から見て、国内企業も今後発生し得る国際的特許紛争に備え技術開発に取り組むと同時に、グーグルの出願戦略のようにPCT国際特許出願制度を有効活用し、海外の知的財産権の確保にも努めなければならない。

特許庁のチャン・ワンホ特許審査企画局長は「自律走行は、車の概念を単純な移動手段から新たに創出される生活・事務空間へと変えるという点で、スマホに続き21世紀における新たなイノベーションになると予想される。国内企業がイノベーション技術のグローバル特許戦略を策定する際に、PCT国際特許出願のような制度を有効活用できるよう、サポートしていきたい」と述べた。

5-4 海上安全技術に関する特許出願が増加傾向

韓国特許庁(2015.12.8.)

セウォル号事故以降、海上安全への関心が高まったことから、海上災害に予め備え被害を最小限に抑える海上安全技術に関する特許出願が増加している。

特許庁によると、去年の海上安全技術出願件数は計164件という。これは2013年の127件に比べ29.1%が増加した数値となる。

海上安全技術とは、災害を予防するための技術、または災害発生時に人間の生命を救う等、被害を最小限に抑えるための技術を指す。

海上安全技術は、大きく船舶システム技術と船舶装置技術に分かれる。船舶システム技術には、船舶交通制御、海上通信システム、船舶警報システム、データ処理技術等が

あり、船舶装置技術には船舶換気、船舶牽引、船舶火災予防技術等がある。

船舶システム技術のうち代表的な技術としては、船舶の現在の位置と航路を比較して航路離脱可能性を予め知らせる船舶航路離脱防止システムがある。最近では、船舶の航路別海上状況に反映して警告範囲や危険範囲を設定する等の方法で航路離脱による事故発生の可能性を軽減する技術が出願されている。

また、船舶事故発生時、事故発生地的位置情報、レーダ情報及び映像情報を自動的に抽出し、海上交通管制システム (VTS) に転送する技術も出願された。同技術を活用すれば、事故関連情報が迅速に海上交通管制システムに届くため、救助人員の要請等が速やかに行われ、人的被害を最小限に抑えることができるものと期待される。

一方、船舶に設置されている非接触式近距離無線通信モジュール (NFC) を利用し、スマホを通じて避難経路を案内する等の避難関連技術も着実に出願されている。同技術は、事故発生時に搭乗客のスマートフォン画面に船舶内部の構造や最短距離の避難経路を表示することで、搭乗客が船舶の外部に迅速に避難することに大きく役立つと期待される。

特許庁の関係者は「セウォル号事故をきっかけに海上安全への関心が高まり、関連技術の開発や特許出願がさらに活発化すると予想されるが、政府や関係機関もこれを積極的に後押しする必要がある」と述べた。

5-5 現代起亜車、自動車業界初の特許共有団体加入

電子新聞(2015.12.11.)

現代起亜自動車がLinuxベースのオープンソース特許共有団体 (O I N、O p e n I n v e n t i o n N e t w o r k) に加入し、関連特許を無料公開した。同社は12月11日米ノースカロライナ州ダーラムにてOINに加入したことを明らかにした。自動車メーカーでは初めてとなる。

OINは、無分別な特許攻撃や特許権濫用を防ぎ、協力による技術開発を促進することを目的に2005年に設立された非営利団体だ。グーグル、IBM、ソニー等が参加している。

OINに加入するためには、自社が保有しているLinux関連オープンソース特許を無料で共有し相互間で特許訴訟を提起しないことに同意する必要がある。

現代起亜自動車は OIN 加入により同社の Linux 関連特許を無償提供する一方で、OIN が保有している 900 件余りの特許と会員社の持つ Linux 関連特許を無償で使用できる通常実施権を確保した。

現代起亜自動車は、共有される特許技術を車載インフォテインメントや車両間通信等、未来の自動車関連技術の開発に活用できることを期待している。

イ・カンウク wook@etnews.com

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3665>

また、本ニュースレターの配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスし、「unsubscribe」ボタンをクリックしてください。

http://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム